

小豆島町民間住宅耐震対策支援事業手続きの流れ

耐震改修

事前相談・問合せ
(受付状況の確認)

※予算額には限りがありますので、住まい政策課に受付状況をご確認ください。

所定の講習を受けた
建築士に依頼

※耐震診断を行った住宅のみ、耐震改修の補助を受けることができます。

見積り書徴収

※補助の申請前に契約はしないようご注意ください。

補助金の申請
(住まい政策課へ提出)

所定の申請書に必要な書類を添付し、住まい政策課へ提出してください。

- ①申請書
- ②住宅の所有者・建築年を証明できる書類
- ③住民票
- ④個人情報の取得に関する承諾書
- ⑤耐震診断報告書
- ⑥既存住宅耐震改修工事の設計図書
・配置図、各階平面図（耐震改修部分を明記）
・補強計画の構造評価が分かる計算書（診断士作成）
- ⑦耐震改修工事費の見積り書の写し

審査・交付決定

工事請負契約

工事の実施

工事費の支払い

完了実績の報告
(住まい政策課へ提出)

事業完了後20日以内又は当該年度の2月末のいずれか早い日までに必要な書類を添付し、住まい政策課へ提出してください。

審査・額の確定

補助金の請求
(住まい政策課へ提出)

- ①完了実績報告書
- ②耐震改修工事結果報告書
- ③工事請負契約書の写し
- ④領収書の写し
- ⑤工事施工写真（改修前後が分かるもの）、
必要に応じて出荷証明書
- ⑥申請時から変更した部分がある場合は、変更図面等
- ⑦建築確認を受けた場合は検査済証の写し

補助金の支給